

会 議 記 録

次の審議会（協議会）を下記のとおり開催したので報告します。

審議会等名称	平成29年度第5回近江八幡市総合教育会議														
開催日時	平成30年2月1日（木）15：30 ～ 17：00														
開催場所	市役所3階 市長応接室														
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	<p>出席者（敬称略）</p> <p>市 長 富士谷英正（◎） 教育長 日岡昇 教育長職務代理者 高木敏弘 教育委員会委員 八耳哲也 同 久家昌代 同 安倍映子</p> <p>◇職務により出席したもの</p> <table border="0"> <tr> <td>総合政策部長 青木勝治</td> <td>政策推進課長 太田明文</td> </tr> <tr> <td>政策推進課主事 橘直樹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育部長 小林一代</td> <td>教育部次長 野村正</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長 秋山直人</td> <td>教育総務課課長補佐 山元和夫</td> </tr> <tr> <td>教育総務課副主幹 武田善雄</td> <td>学校教育課長 杉貞行</td> </tr> <tr> <td>学校教育課課参事 楠本茂樹</td> <td></td> </tr> </table> <p>◇傍聴者 無し</p>			総合政策部長 青木勝治	政策推進課長 太田明文	政策推進課主事 橘直樹		教育部長 小林一代	教育部次長 野村正	教育総務課長 秋山直人	教育総務課課長補佐 山元和夫	教育総務課副主幹 武田善雄	学校教育課長 杉貞行	学校教育課課参事 楠本茂樹	
総合政策部長 青木勝治	政策推進課長 太田明文														
政策推進課主事 橘直樹															
教育部長 小林一代	教育部次長 野村正														
教育総務課長 秋山直人	教育総務課課長補佐 山元和夫														
教育総務課副主幹 武田善雄	学校教育課長 杉貞行														
学校教育課課参事 楠本茂樹															
次回開催予定日	未定（平成30年5月以降）														
問い合わせ先	所属名、担当者名 総合政策部政策推進課 夜野、橘 電話番号 0748-36-5527 メールアドレス 010202@city.omihachiman.lg.jp														
会議記録	発言記録 ・ 要約	要約 した 理由	内容を整理して、わかりやすく記録として残すため												
内容	別紙のとおり														

担当課⇒総務課

事務局
市長
市長
事務局

1. 開会

2. あいさつ

3. 議題

(1) 改正教育大綱に係る周知方法について

- **資料1**に基づいて説明
- 前回第4回会議において、事務局からは周知方法として市ホームページと市広報紙での周知を図ると提案したところであるが、他の方法についても検討するよう指示を頂いていた。
- 事務局としては新たに、以下の方法にて周知を図っていきたい。
 - ① 市ホームページ掲載
 - ② SNS (Facebook) 利用
⇒市広報紙に目を通さない、主に若年層への周知を狙う。
 - ③ 全戸配布
⇒市広報紙4月1日号との同時配布を予定。
承認されれば、今月中に入札執行し、市広報紙3月15日号において全戸配布する旨の事前告知を行う。
 - ④ 保護者宛通知
⇒市内保育園、幼稚園、及び小・中学校の園児、児童の保護者宛に、全戸配布を行う旨の事前告知プリントを3月中に配布する。教育に最も関心の高い、子育て世代への高い周知効果を見込む。
 - ⑤ 広告ポスターの作成
⇒コミュニティセンターをはじめとする市内各施設へ掲示することにより、施設を訪れた方への周知を図る。前回会議では、パネル設置案を提案いただいたが、コスト面等を考慮し、事務局作成のポスターにて対応したい。長期間の掲示に対応するため、予備を複数用意することを想定している。
- 市広報紙への連載については、前回会議において、1回の掲載では教育大綱の全内容が周知できないことに起因して意見を頂いていたものであり、今回は全戸配布をするこ

とから見送りとしたい。

委 員

- 1月初めに教育委員会の管理職研に行ったが、開会の際に教育大綱の基本理念を全員で唱和し、教育課程がそこから始まるのだと認識していることを見て、非常に良いことだと感じた。
- これまでは私立への周知が徹底できていないと感じていたが、保護者宛通知は私立についても対象としているのか。

事 務 局

- お見込みの通りである。

市 長

- 唱和をすることが有意義ということであるが、私立については周知することはできても、強制することは難しいのではないか。

事 務 局

- 強制することはできないと考えている。

委 員

- 強制ではなく、伝えることが重要であると考えている。

市 長

- 唱和することについて、皆さんのお考えはどうか。

教 育 長

- 市の校長会等の会議においては、市民憲章と合わせて教育大綱の基本理念を唱和している。その他でも教育の場では唱和の時間をお願いできればと思う。

委 員

- 保護者宛ての通知（お知らせプリント）について、とても良い方法だと思うが、児童生徒に配布しても保護者に渡らないことも想定される。
- 以前、教育委員会の働き方改革に関する通知については、通知簿と同時に配布されたことから、保護者に行きわたり、効果が高かった。
- 3学期については、保護者面談等はないことから、本件についても通知簿と同時に配布するのが良いのではないか。

- | | |
|-------|---|
| 市 長 | ● 効果のある周知方法であり、採用すべきである。 |
| 事 務 局 | ● 採用させていただく。 |
| 教 育 長 | ● ポスターの配布についてはどのようなサイズで、どのように記載するのか。 |
| 事 務 局 | ● A3サイズを想定している。基本理念から 16 の目標までを記載した際、文字が小さすぎるようであれば、記載範囲の見直しや、複数枚に分割するなどの工夫を凝らしたい。 |
| 市 長 | ● 事務局にて試作のうえ、分かりやすいものにして欲しい。 |
| 事 務 局 | ● 試作品を事前に確認いただくようにする。 |
| 市 長 | ● 予定として、時期はいつ頃か。 |
| 事 務 局 | ● 2 月中に 1 度提示をさせていただく。 |
| 市 長 | ● 唱和についてはどうか。 |
| 教 育 長 | <ul style="list-style-type: none"> ● 強制する訳にはいかないので、市の取組として紹介し、お願いをすることになる。 ● 保護者宛て通知については、今回全戸配布を行い、概ね全世帯に行きわたることから、3月にこだわらず、4月の入学式の時期に併せることも可能だと考える。 |

(2) 教職員の働き方改革について

教育委員会事務局

- 資料 3に基づき説明
- 平成 32 年度までの滋賀県の学校における教職員の働き方改革取組方針が提示され、新聞でも報道がなされた。
- その中で、具体的な数値目標が示され、月 45 時間を超える超過勤務を行う教員数を、小学校で全体の 40%以下、中学校で全体の 50%以下としている。
- 本市においても、以前から時間外勤務に関する調査をしており、昨年 12 月の時点での超過勤務教員数は、小学校で

は全体の 24%、中学校では全体の 30%と、県が示す数値目標より状態は良好であった。

- ピークは6月であり、小学校で全体の 56%、中学校で 66%であったが、上述のとおり 12月時点では削減されており、一定の成果が出ていると言える。
- また、12月に教育委員会として働き方改革に関する通知文書を配布しており、1月の時間外労働調査においては、更なる改善が期待される。
- 前回第4回の会議において、定時退勤日の設定だけでは根本的な解決には至らないとの指摘もあり、業務内容の見直しや適正化が必要であると考えている。
- また、一例であるが、特定の平日の授業時間を短縮して教職員の授業以外の業務時間を確保する代わりに、夏季休養期間を短縮することで、授業日数を確保する案も提案された。
- これらを受け、以下3点を軸とした改革プランを検討することとした。
 - ① 業務内容の明確化・適正化
 - ② 平日事業の短縮、及びそれに伴う夏季休養期間の短縮
 - ③ 超過勤務の削減に向けた業務改善
- 例年1月頃に年間の業務スケジュールが確定するので、来年11月のプラン確定を目途に、それぞれ進めていく。
- 働き方改革推進の検討の場として、今年度は働き方改革推進会議、来年度には働き方改革推進委員会の設置を予定している。すでに先日(1月23日)に第1回の推進会議を開催したところである。また、3月に第2回目の開催を予定している。
- 構成メンバーには、市職員だけではなく、民間や地域コミュニティの代表、保護者代表の方々にも参加いただいている。
- 第1回目の会議では、教職員の業務リストを作成し、外部に任せられる部分については、任せられるのが良いのではないかとの意見があった。また、仕事のスピードアップを自ら考えて業務に当たることが必要であり、意識的に続けることで、スピードを上げながら業務の精度を保つことも可能になるとの助言もいただいた。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の現状について、学校にヒアリングをしたところ、働き方改革に関する通知が配布されて以降、教職員の意識は高まり、退勤時間が早まる効果が出てきている。しかしながら、早く退勤するため、仕事を持ち帰るケースも散見されるなど、問題もある。 ● 保護者側にも意識の変化があり、定時外の連絡・問い合わせなどに配慮、ご理解をいただけるようになっている。 ● 中学校においては、部活動が最も大きな課題である。当市では土日のどちらか1日は部活動の休日を設けているが、自治体によって対応にバラツキがあるため、練習量による試合結果に差が生じることは問題であるとの意見を頂いている。 ● 第1回推進会議において、地域コミュニティの代表からは、教職員の意識と、管理職の能力の問題でもあるとの厳しい意見もいただいた。働き方改革に向けては学校の風土作りが重要であるとのことのご意見であった。
市 長	<ul style="list-style-type: none"> ● 近時、世間でも注目度の高い問題である。教育委員会事務局より説明のあった手法でもって、改革が実現できるかどうか、委員の皆さんのご意見はどうか。 ● 実際に教職員の業務量は減っているのか。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や県の主導により、意識の高まりは見受けられるが、実際の業務量としては、それほど変化はないのが実情である。
市 長	<ul style="list-style-type: none"> ● ただ早期退勤を唱えるのではなく、会議の回数を減らすなど、もっと具体的な方策を講じないことには、本当の効果は出ないのではないか。 ● 教職員の業務内容は、画一的なルーチンワークではないので、非常に難しいところである。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 校務支援システムの導入による事務負担の軽減や、学校事務の共通化の他、部会毎に効率化を検討するなどして環境の改善を図っている。 ● また、「チーム学校」として、外部のボランティアの方の協

<p>教 育 長</p>	<p>力を得て教職員負担の軽減を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県教育委員会からのアンケート等については、ずいぶんと減った。また、ICT機器をうまく活用してもらうことで、事務負担の軽減を図っている。 ● 特別支援を要する児童生徒に対する支援員、部活動における指導者の配置について、県に要望を行っているところである。 ● 但し、最も大切なことは、教育の質を落とさないことであり、教職員がしっかりと児童生徒に寄り添える体制作りを行う必要があると考えている。
<p>市 長 委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 校長会などで、しっかりと情報交換をしていただきたい。 ● 働き方改革に関する推進会議や、推進委員会の設置については、他自治体でもあまり事例のないことである。是非ともこれらの会議の中で、良い方法を検討していきたい。
<p>教 育 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校現場においては、外部の業務に疎い部分もあり、民間企業の方々などから厳しい意見も頂きながら参考にしていかなければならない。
<p>市 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 検証をしっかりと、一つずつ課題解決してもらうことが大切である。全てがまとめて解決するようなものではない。 ● 次回の第2回推進会議、及び来年度の推進委員会では、実効性のあがる意見交換をしていただきたい。
<p>教育委員会事務局</p>	<p>(3) 新学習指導要領について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>資料4</u>に基づき説明。 ● 平成30年4月より、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領、教育保育指針が改正、実施される。また、平成32年度より順次、小学校、中学校の学習指導要領が改正される予定である。 ● 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領、教育保育指針については、以下4点が大きな土台となる。

	<ul style="list-style-type: none"> ① 「環境を通して行う」ものであること ② 生きる力の基礎を育むため、資質・能力を育むこと ③ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」 ④ 小学校教育との円滑な接続 <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校の学習指導要領について、教師が教える視点から、子ども達がどのように学ぶのかという視点に重点を置いたものへと改正される。 ● 以下3つのキーワードが存在する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 資質能力（見方、考え方を育む） ② 主体的・対話的な深い学び ③ カリキュラムマネジメント ● 道徳については特別な教科として、平成30年度より先行実施される。 ● 平成32年度からは、5・6年生向けに外国語科（英語）が必須科目として追加される。
教 育 長	<ul style="list-style-type: none"> ● 法的な拘束力がある訳ではないが、これに基づき義務教育を進めていこうとするものである。 ● これまでのゆとりを持たせる方針から、より教育内容の充実を図る方針へ、今回改正される。
市 長	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員達は、どのようにしてこの指導要領を学ぶのか。
教 育 長	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏休みに集中して講習が行われる。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士宮の富士山学習では、まさに新学習要領に掲げられていることを実践されている。 ● 地域と学校と社会が理念を共有されているので、是非とも参考にさせていただきたい。
教 育 長	<ul style="list-style-type: none"> ● カリキュラムマネジメントとは、教職員一人ひとりが、学校を、学年をどのようにしていくべきか意識することを促しているものとする。働き方改革にしても、主体的に考えていくべきものであり、非常に難しい要求である。
市 長	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の皆さんが創意工夫してやっっていこうということ

教 育 長

であり、主体性を尊重するということが良いことである。

- 補足であるが、道徳教育についての評定については、数値化せずに文章表現にせよとのことである。
- 5・6年生の外国語教育について、当市では島小学校で先行して実施している。来年度特区指定は解除されるが、引き続き力を入れて推進していきたい。

(4) その他

委 員

① 富士山学習視察報告

- 追加資料に基づき説明
- 1月26～27日に、富士宮市の富士山学習を視察したので、その報告である。

【視察内容】

- ・ 富士山世界遺産センター視察
 - ・ 富士山を活かしたまちづくりについて富士宮市職員より説明
 - ・ 第20回目富士山学習発表会
- 富士山学習の目的は「もっと知りたい・学びたい」という子供の学習意欲を源にした体験的な問題解決学習に始まり、教科との関わりに焦点を当てた学びの過程を大切に活動に発展した。
 - それぞれの学習課程において、学校や地域や企業が一体となり取り組むことを通して、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する子ども達を育ててきたのである。
 - 富士山の世界遺産登録についても、これらの活動が実を結んだものと言える。
 - 富士山教育は、当市が取り組むふるさと教育の理想形であり、一歩ずつでもこれに近い取り組みを進めていきたい。
 - 富士山学習を継続することで、子どもが育ち、教師が育ち、親が育ち、大人が育ち、地域が育つという循環が生まれ、郷土を愛する市民が生まれる。
 - 教職員の働き方改革、新学習指導要領とも矛盾しないと考えるので、当市でも、ふるさと教育をますます積極的に進めていきたい。

市 長

教 育 長

教育委員会事務局

- 児童生徒の自発性を促す素晴らしい取組みである。
- 当市においても、素晴らしいふるさと学習が行われており、富士宮市の取組みの良いところを取り入れ、一層取組みを推進していきたい。

② 教育委員会 定例会議報告

- 資料5に基づき説明。

4. 閉会